

事務連絡  
令和5年6月26日

各特殊会社の長 殿  
各独立行政法人の長 殿  
各業界団体の長 殿

国土交通省大臣官房長

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守の徹底について（協力依頼）

省内各機関（外局含む）に対しては、別紙のとおり倫理法及び倫理規程の遵守の徹底について周知をしたところです。

つきましては、貴法人内（団体加盟企業含む）においても添付資料により、倫理法及び倫理規程へのご理解とご協力の周知をよろしくお願ひいたします。

事務連絡  
令和5年6月26日

内部部局の長 殿  
施設等機関の長 殿  
特別の機関の長 殿  
地方支分部局の長 殿  
外局の長 殿

大臣官房長

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守の徹底について

倫理法及び倫理規程の遵守をはじめ、綱紀の厳正な保持について、これまでも機会あるごとに職員に対し注意喚起を図ってきたところでありますが、今般の倫理法違反事案を幹部職員が引き起こしたことについては、これを重く受け止める必要があり、国土交通省一体となって再発防止を図るため、各機関等においては、職員に対し添付資料により注意喚起を行うとともに、とりわけ下記事項についての対応を通じて倫理法及び倫理規程の遵守を徹底願います。

記

- 1 一般に利害関係者が多い幹部職員については、事業者の事業内容についてホームページ情報等の確認によるほか、直近3年間の所属部局への確認を通じ、利害関係の確認を行うことが望ましい。なお、利害関係の有無が明らかでない場合には、利害関係者であることを前提としたルールの遵守を図る。
- 2 今後退職する職員に対し、旧知の先輩後輩の関係においても、退職後においては各時点における地位に基づき、利害関係の有無について判断がなされることとなることを踏まえ、現役職員について倫理法等違反を疑われる行為を誘引するがないよう対応するよう、制度の周知徹底を図るとともに、国土交通省の所管に係る業界団体に対し、倫理法に基づく各種ルールの再周知及び団体加盟企業への周知依頼を行う。
- 3 複数の幹部職員が会食に参加する場合には、利害関係が混在することにより、予期せぬ出来事で倫理法に抵触することが想定されるため、事前に、参加者の利害関係を整理・共有し、認識不足による同様の事案を防止する。

(添付資料)

- ・国家公務員倫理教本（人事院 国家公務員倫理審査会）
- ・国家公務員の倫理保持のためのルール（人事院 国家公務員倫理審査会）
- ・国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ（リーフレット）（人事院 国家公務員倫理審査会）
- ・国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ（カード）（人事院 国家公務員倫理審査会）